

使用許可条件

1. この許可書は、新青森県総合運動公園施設を使用する前に、必ず受付に提示してください。
2. 施設使用の許可は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
3. 納付された使用料は、条例に定める以外は返納できません。
4. 使用する物品等は全て使用者側で準備してください。
5. 危険物を持ち込まず、火気の使用には注意すること。
6. 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失した場合、生じた損害について賠償していただく場合があります。
7. 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないでください。
8. ゴミ及び汚物については使用者側で処理し、公園内には捨てないこと。
9. その他施設の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。